総務省東京評価事務所の「行

90.110

市のお知らせなど

生活

子ども自然体験活動「笑顔で 10月の人権擁護委員活動

22新井88の6平清太郎へ 千円 (交通費音)[**申込み]**12日 電話番号を記入し、〒191 怺(必着)までに往復八ガキで。 [対象]小・中学生[費用]2 秋の味覚「いも煮」を作ろう! 君とオンプズマンホットライ 0

児童虐待などの相談 電話番号] 070 6 5 1 8 · 7 0 6 1 ンによるいじめ、体罰、不登校、 [内容]子ども人権オンブズマ 市長公室市民相談担当 権擁護委員(平置59・2315) 以上いずれも[**問合せ先**]人 ご存じですか 行政相談週間」

ン(電話・面接・匿名相談可)

を利用していただくために設け 相談週間」です。行政相談制度 ているものです。 について周知し、広くこの制度 10月16日川~22日川は「行政

望を受け付けますので、ご利用 間違っている」などの苦情や要

康紘 (584・1560) 谷正幸(551:3790)、生

義務~法定検査を受けましょう

沼通男 (55・3064)、古瀬

談委員は、電話での相談も受け を受け付けているほか、行政相 市役所1階市民相談で行政相談 なお、毎月第1・第3金曜日、

付けています。

市の行政相談委員

「説明に納得できない」処理が

行政の仕事などについて、

[**問合せ先**] 環境保全課

きません。 浄化槽法では保守点 検 (都登録の業者による)・清掃 行わないと本来の機能を発揮で 浄化槽は、適正な維持管理を

生け垣をつくってまちに緑を

補助しています。必ず事前に申 すのでお問い合わせください。 設置に関しては、条件がありま くり、まちの緑化に協力してい ク塀などを撤去して生け垣をつ に着手してください。その他、 請を行い、審査を経てから工事 ただける方にその費用の一部を 垣を設置したり、既存のブロッ 道に面した場所に、新たに生け 問合せ先]緑と清流課緑政係

下水道に油を流すと、管の中 下水道に油を流さないで

となります。また、固まった油 で固まり、詰まって悪臭の原因 33.5320.6503)、市下 [問合せ先]東京都下水道局(な マナーを守ることが大切です。 守るため、一人ひとりが排水の に流れ出てしまいます。 環境を がオイルボールになり、川や海

空き地の管理は所有者の責任

者の責任で行うようにお願いし されます。空き地の管理は所有 草木が枯れ始めると火災が懸念 を招きます。また、秋にかけて への越境、ごみの不法投棄など と、害虫等の発生や草木の隣地 空き地に雑草等が生い茂る

浄化槽をお使いの方に3つの

79・2855)、渋谷パブリッ

能しているかを総合的に判断す るための年に一度の水質検査で きるように、適正な維持管理を す。皆さんが気持ちよく生活で 法定検査は、浄化槽が正常に機 を使用者に義務付けています。 査(都知事指定検査機関による) (市許可の業者による)・法定検

市ごみゼロ推進課(ない・04 務所浄化槽係(☎53・2692)、 問合せ先】東京都多摩環境事

自賠責保険・共済の期限は切

[**問合せ先**] 市長公室市民相談

動機付自転車、25 0以下の軽二 償を目的として、原動機付自転 ttp://www.jibai.jp) ご覧にな 度の詳細は、ホームページで(h 輪自動車は、期限切れ、かけ忘 済です。特に車検制度のない原 が義務付けられている保険・共 車を含むすべての自動車に加入 交通事故の際の基本的な対人賠 れにご注意ください。自賠責制 自賠責保険・共済は、万一の

03・3458・9233)、市市 輸局東京運輸支局輸送部門 (🗗 [問合せ先]国土交通省関東運

ト・サラ金法律相談が無料にな 東京弁護士会によるクレジッ

相談以外の相談は従来通り5千 25円 (税込み)です。 ラ金法律相談が、無料になりま センターでの、クレジット・サ で運営している左記の法律相談 した。 クレジット・サラ金法律 9月1日から、東京弁護士会

法律相談センター (203・59 03・5 2 8 4・5 0 5 5)、池袋 北千住法律相談センター(な 無料化する法律相談センター

は、9月下旬に送付済み

調理コスト相当)の負担額が

祉

します。 う10月1日からの変更点をお知 ついては、今後も随時お知らせ 平成18年度医療制度改革に伴 国民健康保険加入の方へ 医療制度の変更に

①出産育児一時金の支給額

ら38万円に引き上げます。 平成18年10月1日以降の出産か 保険加入者の出産育児一時金を まちを目指す市では、国民健康 円になります。子育てしやすい 出産育児一時金の基準額が35万 各種保険制度から支給される

②一定以上所得者の自己負担割

変更になります。 己負担割合が、2割から3割に 所得者 (下表の注1参照)の自 れた70歳以上の方で、一定以上 昭和7年10月1日以降に生ま

③療養病床の食費・居住費負担 の方について、食費(食材料費 療養病床に入院する70歳以上 該当する方の高齢受給者証

●療養病床の食費(療養病床の食費(1食当たり)・居住費(1日当たり) 居住費(1日当たり) 食費(1食当たり) 居住費+食費						
対象となる人		居住費(1日当たり)		食費(1食当たり)		居住費+食費	
		9月まで	10月1日 から	9月まで	10月1日 から	10月 1 日から	
一定以上所得者(注1) 及び一般(注2)	I	0円	320円	260円	460円	320円+1食当たり460円	
	П	0円	320円		420円	320円+1食当たり420円	
低所得者 II (住民税非課税 世帯)		0円	320円	210円	210円	320円+ 1 食当たり210円	
低所得者 I (年金受給額80 万円以下等)		0円	320円	100円	130円	320円+1食当たり130円	

- ※入院医療の必要性の高い患者(人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷(四肢まひが見られる状態)、難病等の患者)については、現行どおり食材料費相当のみを負担します
- (一定以上所得者及び一般の方が、厚生労働大臣が定める入院食事療養費の基準に適合しているものとして地方社会保険事務局に届出のある医療機関に入院している場合は I 、それ以外の医療機 関に人院している場合はⅡを適用
- (注1) 一定以上所得者…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国民健康保険被保 険者(65歳以上で老人医療の障害認定を受けている人を含む)がいる方。ただし、70歳以 上の方の収入の合計が、2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満であれ

(社)日本皮膚科学会認定皮膚科専門医

院長

ご自宅の電話、公衆電話、携

帯電話から60日先までの予約 を行うことができます。また、

受付窓口でも予約できます。

ば、申請により一般となります (注2) 一般…一定以上所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方

当院では電話で診療時間の予約が取れます

予約は24時間、自動電話での音声で受け付けます

高齢者を対象に

ふれあい訪問

ま

す

る環境づくりを目指すため、 調査は地域の高齢者と民生委 の様子などを伺います。この 象の高齢者を訪問し、日ごろ における要援護高齢者を把握 「高齢者見守り支援ネットワ て自立した生活を続けていけ に、住み慣れた地域で安心し 員の交流促進を図るととも ク」に関する意向や災害時 地区担当の民生委員が、

onsultation/debt/)、川会クレ

ジ (http://www.toben.or.jp/c 金法律相談センターホー ムペー 東京弁護士会クレジット・サラ

(**5**03·5625·7336);

0)、錦糸町法律相談センター

(**5**3·5289·885

5152)、神田法律相談セン

談センター (503・5214・ 766.8101)、四谷法律相 ク法律相談センター(☎03・5

ジット・サラ金法律相談センタ

ホームページ (http://www

の福祉サービスや地域することが主な目的で えあいづくりを検 資料とするものです。 のを携帯しています。 民生委員は身分を証明 討する基礎 域での大 するも な ぉੑ 支 後

下旬**[問合せ先]**高齢福祉 **訪問期間**] 10月初 **対象者**] 75歳以-1の高齢を 課月者

また、人工透析を要する70 者の自己負担 から2万円 歳 に担

費相当)の負担が発生します。

新たに居住費 (光熱水

高額療養費に関 年金課給 する詳細 ご覧くださ 付

④高額療養費の自己負担限度額

カ月の限度額が変更されます。 医療機関に払う自己負担の1 されます (左表参照)。

程度などにより、負担額が軽減

ただし、所得の状況、病状の

限度額が、1万円な 満の方の上位所得 広報9月15日号を 引き上げられます。

診療時間 火 水 木 金 土 日·祝 休 休 休 ● 休

高幡不動駅そば(南口より徒歩1分)に皮膚科専門医院平成18年4月1日新規開院 午前9:00~午後1:00 午後3:00~午後6:30

第三土曜日の午後は休診 当院の予約制度は完全予約制度ではなく、予約が ない患者様の診療時間枠も十分にご用意してあり ますので予約がなくとも受診できます。

(広告) ● 京王総 専用駐車場 ②京王高橋SCP 製 のご案内 二升 住友銀行 高幡 ②京王高幡SC駐車場

2 042-599-3320 毫 042-599-7020 日野市高幡145岡崎ビル2 F http://www.kawanohifuka.com